

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年1月22日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

広島県公安委員会規則第2号

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則 の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表2交番の部広島県安佐南警察署の款伴交番の項中「沼田町伴」を「伴中央二丁目」に、「伴東一丁目・六丁目・八丁目」を「伴中央一丁目～七丁目、伴東町、伴東一丁目～八丁目、伴西町」に、「～三丁目」を「～六丁目」に、「伴北七丁目」を「伴北町、伴北四丁目～七丁目、大塚東町」に、「・三丁目、大塚西三丁目」を「～三丁目、大塚西町、大塚西一丁目」に、「伴、大塚」を「伴」に改め、同表備考中「平成26年2月1日」を「平成27年2月2日」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、平成27年2月2日から施行する。